

長野県告示第219号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県上田建設事務所及び上田市役所に備え置きます。

平成27年4月23日

長野県知事 阿部 守一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	地番	標柱番号
小之入	右に掲げる地番の土地に存する 標柱1号から10号までを順次結ん だ線及び標柱1号と10号を結んだ 線に囲まれた区域。	上田市	武石鳥屋	小之入 鳥屋タテ	279番1 277番1 272番4 272番6 272番1 546番1 543番	1号 2号及び3号 4号及び5号 6号及び7号 8号 9号 10号
	"	"	"	"	277番1	2号及び3号
	"	"	"	"	272番4	4号及び5号
	"	"	"	"	272番6	6号及び7号
	"	"	"	"	272番1	8号
	"	"	"	鳥屋	546番1	9号
	"	"	"	"	543番	10号

砂防課

長野県告示第220号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県飯田建設事務所及び飯田市役所に備え置きます。

平成27年4月23日

長野県知事 阿部 守一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	地番	標柱番号
東飯沼 (追加)	右に掲げる地番の土地に存する 標柱13号から39号までを順次結ん だ線、標柱39号と昭和46年長野県 告示第151号で指定した東飯沼急 傾斜地崩壊危険区域の標柱5号を 結んだ線、標柱4号と5号を結ん だ線及び標柱4号と右に掲げる地 番の土地に存する標柱13号を結ん だ線に囲まれた区域。	飯田市	上郷飯沼		2933番3 2932番1 2913番2 2902番12 2888番22 2621番1 2888番20 2888番7 2888番14 2618番15 2556番	13号 14号から18号まで 19号から21号まで 22号 23号から25号まで 26号から29号まで、37号 30号から32号まで 33号及び34号 35号及び36号 38号 39号
	"	"	"		2932番1	14号から18号まで
	"	"	"		2913番2	19号から21号まで
	"	"	"		2902番12	22号
	"	"	"		2888番22	23号から25号まで
	"	"	"		2621番1	26号から29号まで、37号
	"	"	"		2888番20	30号から32号まで
	"	"	"		2888番7	33号及び34号
	"	"	"		2888番14	35号及び36号
	"	"	"		2618番15	38号
	"	"	"		2556番	39号

砂防課

長野県告示第221号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第9条第1項の規定により、平成27年4月20日、次の者を売りさばき人に指定しました。

平成27年4月23日

長野県知事 阿部 守一

売りさばき人の 氏名（名称）	住 所	売りさばき場所
しなのエア・ウォーター株式会社	松本市梓川倭3878-1	松本市梓川倭4262-1 梓水苑

会計課

長野県諏訪地方事務所告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、平成27年3月30日付けて諏訪広域連合の規約の変更を許可しました。

平成27年4月23日

長野県諏訪地方事務所長 浅井秋彦

市町村課

長野県木曽地方事務所告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、平成27年3月31日付けて木曽広域連合の規約の変更を許可しました。

平成27年4月23日

長野県木曽地方事務所長 吉江速人

市町村課

長野県佐久建設事務所告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成27年5月7日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成27年4月23日

長野県佐久建設事務所長 宮原宣明

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 塩名田佐久線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
佐久市塩名田字海戸田493番の2地先から 佐久市平塚字屋敷前229番の1地先まで	旧	m 4.8~33.9	km 2.9590
佐久市塩名田字海戸田493番の2地先から 佐久市平塚字屋敷前229番の1地先まで	新	m 4.8~33.9	km 2.9590
佐久市塩名田字海戸田493番の2地先から 佐久市平塚字屋敷前229番の1地先まで	新	m 13.8~46.0	km 3.7269

道路管理課

長野県佐久建設事務所告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成27年5月7日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成27年4月23日

長野県佐久建設事務所長 宮原宣明

1 路線名 塩名田佐久線

2 供用を開始する区間

佐久市鳴瀬字一丁田2364番の1地先から

佐久市根々井字古仁田1199番の1地先まで

3 供用を開始する期日 平成27年4月23日

道路管理課

長野県計量検定所告示第1号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり行います。ただし、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定により実施するものを除きます。

平成27年4月23日

長野県計量検定所長 近藤友巳

区域	期日		場所
	月日	時間	
小県郡青木村	5月25日（月）	午後1時から午後3時まで	小県郡青木村大字田沢111番地 青木村保健センター
小県郡長和町のうち和田地区	5月26日（火）	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	小県郡長和町和田2872番地 長和町役場和田庁舎
小県郡長和町のうち古町及び 長久保地区	5月27日（水）	午前10時から正午まで	小県郡長和町古町2803番地 古町中央公民館
小県郡長和町のうち大門地区		午後1時30分から午後3時まで	小県郡長和町大門1161番地1 大門基幹集落センター
東御市のうち滋野及び田中地区	5月28日（木）	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	東御市県288番地4 東御市中央公民館
東御市のうち和及び祢津地区	5月29日（金）	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	東御市鞍掛197番地 東御市総合福祉センター
中野市のうち豊田地区	6月2日（火）	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	中野市大字豊津2509番地 豊田文化センター
下水内郡栄村のうち秋山地区	6月3日（水）	午前9時から午前10時30分まで	下水内郡栄村大字堺18281番地 秋山郷活性化センターとねんぼ
下水内郡栄村のうち西部、東部及び水内地区		午後1時から午後3時まで	下水内郡栄村大字北信3433番地 栄村役場
下高井郡山ノ内町のうち大字 平穂、佐野、戸狩及び寒沢地区	6月4日（木）	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	下高井郡山ノ内町大字平穂4015番地1 山ノ内町文化センター
下高井郡山ノ内町のうち大字 夜間瀬地区	6月5日（金）	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	下高井郡山ノ内町大字夜間瀬2511番地 よませふれあいセンター
下高井郡野沢温泉村	6月9日（火）	午前11時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	下高井郡野沢温泉村大字豊郷9167番地 野沢温泉村公民館
下高井郡木島平村	6月10日（水）	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	下高井郡木島平村大字往郷973番地1 木島平村役場
木曾郡上松町	6月11日（木）	午前11時から正午まで及び 午後1時から午後2時30分まで	木曾郡上松町大字上松159番4 上松町ひのきの里総合文化センター
木曾郡南木曾町	6月12日（金）	午前11時から正午まで及び 午後1時から午後2時30分まで	木曾郡南木曾町大字読書3668番1 南木曾町役場
木曾郡木祖村	6月16日（火）	午前10時30分から正午まで	木曾郡木祖村大字藪原1191番地1 木祖村役場裏車庫
木曾郡大桑村		午後2時30分から午後4時30分まで	木曾郡大桑村大字長野2939番地の1 大桑村消防団第2分団詰所
木曾郡王滝村	6月17日（水）	午前9時30分から午前11時30分まで	木曾郡王滝村2830番地の1 王滝村保健福祉センター
木曾郡木曾町のうち三岳地区		午後1時から午後2時30分まで	木曾郡木曾町三岳6311番地 三岳公民館
木曾郡木曾町のうち日義地区	6月18日（木）	午前10時30分から正午まで	木曾郡木曾町日義1602番地 木曾町日義支所
木曾郡木曾町のうち開田高原 地区		午後2時から午後4時まで	木曾郡木曾町開田高原西野623番地の1 母子健康センター

木曽郡木曽町のうち福島地区	6月19日（金）	午前9時から正午まで及び 午後1時から午後2時30分まで	木曽郡木曽町福島2326番地6 木曽町役場本庁
駒ヶ根市のうち東伊那及び中沢地区（吉瀬地区を除く）	6月23日（火）	午後1時から午後3時まで	駒ヶ根市東伊那2398番地20 東伊那公民館
駒ヶ根市のうち福岡、市場割、上赤須、吉瀬、町2の4~13、町3の飯坂、町4及び下平地区	6月24日（水）	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時30分まで	駒ヶ根市赤須町20番1号 駒ヶ根市役所
駒ヶ根市のうち町1、町2の1~3、町3の中央、南割、中割、北割、小町屋及び上穂町地区	6月25日（木）	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	駒ヶ根市赤須町20番1号 駒ヶ根市役所
塩尻市のうち宗賀地区（桔梗ヶ原区に限る）	6月30日（火）	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時30分まで	塩尻市大字宗賀桔梗ヶ原71番地591 桔梗ヶ原公民館
塩尻市のうち宗賀地区（桔梗ヶ原区を除く）及び樅川地区	7月1日（水）	午前10時から正午まで	塩尻市大字宗賀2658番地1 塩尻市役所宗賀支所
塩尻市のうち洗馬地区		午後1時30分から午後3時まで	塩尻市大字洗馬2550番地2 洗馬農村環境改善センター
塩尻市のうち広丘地区及び片丘地区	7月2日（木）	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後4時まで	塩尻市大字広丘野村2069番地1 広丘公民館
塩尻市のうち塩尻東、大門及び北小野地区	7月3日（金）	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時30分まで	塩尻市大門6番町5番27号 塩尻市立体育馆
飯山市のうち瑞穂地区	7月7日（火）	午前10時30分から正午まで	飯山市大字瑞穂4174番地 瑞穂地区活性化センター
飯山市のうち木島地区		午後1時30分から午後3時30分まで	飯山市大字木島1011番地 木島地区活性化センター
飯山市のうち岡山地区	7月8日（水）	午前11時から正午まで	飯山市大字照岡485番地1 飯山市岡山小学校
飯山市のうち太田地区		午後1時30分から午後3時30分まで	飯山市大字常郷405番地1 太田地区活性化センター
飯山市のうち常盤地区	7月9日（木）	午前10時30分から正午まで	飯山市大字常盤1498番地 常盤地区活性化センター
飯山市のうち富倉、柳原及び外様地区		午後1時30分から午後4時まで	飯山市大字小佐原6832番地 柳原地区活性化センター
飯山市全域	7月10日（金）	午前9時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	飯山市大字飯山1110番地1 飯山市役所
南佐久郡北相木村	7月14日（火）	午前11時から正午まで	南佐久郡北相木村2744番地 北相木村中央公民館
南佐久郡南相木村		午後1時30分から午後3時まで	南佐久郡南相木村4435番地 南相木村公民館
南佐久郡川上村	7月15日（水）	午後1時から午後2時30分まで	南佐久郡川上村大字大深山525番地 川上村中央公民館
南佐久郡小海町	7月16日（木）	午後1時から午後3時まで	南佐久郡小海町大字小海4218番地2 小海町公民館
南佐久郡南牧村	7月17日（金）	午後1時から午後2時30分まで	南佐久郡南牧村大字海ノ口1138番地2 南牧村中央公民館
南佐久郡佐久穂町	7月23日（木）	午前11時から正午まで及び 午後1時から午後4時まで	南佐久郡佐久穂町大字海瀬2570番地 佐久穂町生涯学習館「花の郷・茂来館」
佐久市のうち臼田地区	7月24日（金）	午前9時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	佐久市下越16番地5 佐久市あいとびあ臼田

安曇野市のうち明科地区	7月27日（月）	午後1時から午後3時30分まで	安曇野市明科中川手6824番地1 安曇野市役所明科支所
安曇野市のうち三郷地区	7月28日（火）	午前9時30分から正午まで	安曇野市三郷明盛4775番地 三郷文化公園体育館
安曇野市のうち堀金地区		午後1時30分から午後3時30分まで	安曇野市堀金鳥川2750番地1 安曇野市役所堀金支所
安曇野市のうち豊科地区	7月29日（水）	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時30分まで	安曇野市豊科4340番地 安曇野市役所旧豊科支所
安曇野市のうち穂高地区	7月30日（木）	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時30分まで	安曇野市穂高6658番地 安曇野市役所穂高支所
東筑摩郡生坂村	8月3日（月）	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	東筑摩郡生坂村6042番地1 生坂村活性化センター

ものづくり振興課

公 告

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成27年4月23日

長野県知事 阿部 守一

1 申請のあった年月日

平成27年4月13日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本武道総合格闘技連盟

3 代表者の氏名

小沢 隆

4 主たる事務所の所在地

飯田市上郷黒田5530番地

5 定款に記載された目的

(変更前)

この法人は、不特定多数の者を対象として、伝統的な日本武道の心技を集約した武道総合格闘技の指導者の育成、武道総合格闘技を通じて日本及び世界の青少年を健全に育成する活動、日本における社会不適応者が自発的に社会適応できるよう自立支援する活動、及び世界各国の人々に日本の文化、技術を教育する活動を行い、武道総合格闘技の振興、次世代を担う青少年の健全な精神と身体の育成、国際交流に寄与することを目的とする。

(変更後)

この法人は、不特定多数の者を対象として、伝統的な日本武道の心技を集約した武道総合格闘技の指導者の育成、武道総合格闘技を通じて日本及び世界の青少年を健全に育成する活動、日本における社会不適応者が自発的に社会適応できるよう自立支援する

活動、及び世界各国の人々に日本の文化、技術を教育する活動を行い、武道総合格闘技の振興、次世代を担う青少年の健全な精神と身体の育成、国際交流、心身の健康をサポートする健康支援活動、健康の維持増進を図る事で、地域の活性化に寄与する事を目的とする。

県民協働課

公告

調理師試験を次のとおり行います。

平成27年4月23日

長野県知事 阿部 守一

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

平成27年9月8日（火） 午後1時から午後3時まで

(2) 場所

保健福祉事務所（保健所）の所在市町とし、会場は、受験票により通知します。

2 試験の科目及び方法

次の科目について、筆記試験により行います。

食文化概論 衛生法規 公衆衛生学 栄養学 食品学 食品衛生学 調理理論

3 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条、調理師法（昭和33年法律第147号）附則第3項又は調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号）附則第3項に規定する者で、同規則第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したもの

4 受験手続

(1) 提出書類等

ア 調理師試験受験願書（所定の用紙を用いてください。）

イ 履歴書

ウ 調理業務従事証明書（所定の用紙を用いてください。）